

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	株式会社シムックス				
所在地	群馬県太田市植木野町300-1				
入札参加停止の期間	令和4年3月9日から令和4年7月8日まで(4か月)				
事実概要	対象会社は、国及び群馬県内の地方公共団体等が発注した特定機械警備業務に関し、独占禁止法に違反する行為があったと思料され、令和4年2月25日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。				
理由	入札参加停止措置要領別表第2第5号に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。				
備考	【入札参加停止措置要領別表第2第5号】 <table border="1"><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)</td><td>4か月以上 18か月以内</td></tr></table>		独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)	4か月以上 18か月以内
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)	4か月以上 18か月以内			